希望者は申請を
指定学校変更・区域外就学

市立学校の通学区域(学区)は住所地で定められていて、自由に学校を選択することはできません。ただし、事情がある場合には保護者の申し出により指定学校変更や区域外就学が可能となることがあります。

指定学校変更＝市内に住む児童・生徒に対して定められた学区以外の市立学校への通学を認める

区域外就学＝市外に住む児童・生徒に対して、市立学校への通学を認める

来年度の指定学校変更

11月30日(木)までに学務課(市役所5階)で手続きしてください。

なお、新小学1年生は就学時健康診断の通知書を持参してください。受付開始日は次の通りです。

○小学生(新1年生を除く)・中学生…8月1日(火)

○新小学1年生…8月下旬に送付する就学時健康診断の通知が届いた日

部活動を理由とした指定学校変更

指定学校に希望する部活動がないため、該当する最寄りの中学校へ通学を希望する人は、8月15日(火)～9月29日(金)に学務課で手続きしてください。

指定日に親子で部活動を参観してもらい、意思確認を行います。

卒業まで部活動を継続することが条件となり変更は認められません。

※くわしくは学務課(☎20・1581)または市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page196800.html)へ。

指定学校変更・区域外就学の要件

理由・事例	指定学校変更	区域外就学
地理的条件に関する場合	○	―
小学校への通学距離がおおむね1.5km以上で、より近い小学校への通学を希望する*1	○	―
中学校への通学距離がおおむね2.0km以上で、より近い中学校への通学を希望する*1 *2	○	―
下校後の小学生を祖父母などが養育している	○	○
指定学校以外にある児童ホームに通う場合	○	―
住宅の建て替え・購入などによる場合	○	○
入学後の市内転居で、転居前の学校への通学を希望する	○	―
入学後の市外転出で、一時的に転出前の学校への通学を希望する	―	○
指定学校変更を承諾された児童が、変更後の小学校の学区の児童が進学する中学校への通学を希望する	○	―
家庭の事情により住民票の異動が困難である	○	○
日本語指導などの支援を必要とする	○	―
児童・生徒の身体的理由による場合	○	―
特別支援学級への就学が適当であると判断された場合	○	○
いじめなどにより心身の安全が脅かされるような場合	○	○
兄弟姉妹の指定学校変更に伴う場合	○	―
指定学校に希望する部活動がないため、該当する部活動がある最寄りの中学校への通学を希望する*2	○	―
小規模特認校(豊住小学校)への通学を希望する*3	○	―

＊1 新たに入学・転校する児童・生徒が対象となります
＊2 成田中学校では教室に余裕がないため、この要件での変更はできません
＊3 原則として年度当初からの通学となります

美しいまちを わたしたちの手で
環境美化運動

8月6日(日)を中心に、区や自治会、事業所などの協力を得て環境美化運動が実施されます。

この運動では、各地区の道路や公園などに捨てられた瓶・缶などのごみ拾いを行います。個人で環境美化運動に参加する場合は、事前にクリーン推進課(☎20・1530)へ連絡してください。

※くわしくは同課へ。

安全に配慮して
住宅地での農薬使用

農薬を使用する場合、飛散により周辺の住民へ健康被害を及ぼすことがあります。

住宅地に近接した家庭菜園・農地・垣根などの管理には使用を控えるようにし、やむを得ない場合は次のことに配慮してください。

○飛散しにくい農薬を選ぶ
○風向きや時間帯に配慮する
○ラベルに記載された内容に従って使用する
○事前に周辺住民へ周知する
○散布区域に人が入らないように対策する
○農薬を使用した年月日、場所、農薬の種類・量などを記録し、保管する

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

病害虫を防ぐために

植物などの移動規制

沖縄・小笠原諸島などの地域で農作物の病気を引き起こす害虫などが発生しています。害虫のまん延を防ぐため、一部の植物などは植物防疫法により対象地域からの持ち出しが規制されています。

対象地域へ行く人は、対象植物(サツマイモ・かんきつ類の苗木など)を持ち帰らないでください。

※くわしくは横浜植物防疫所千葉出張所(☎043-242-8401)へ。

設置費と維持管理費を補助

合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、し尿や台所・洗濯などの生活雑排水を併せて処理する浄化槽です。

市では、合併処理浄化槽を設置する費用の一部を補助しています。

補助を受けるには条件がありますので、必ず着工前に環境衛生課(☎20-1531)へ相談してください。また、毎年の維持管理に伴う費用への補助もあります。

※騒音地域は特例により補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課へ。

休館します

美郷台地区会館

8月1日㈫～1月3日㈬の間、改修工事を行うため、休館します。

また期間中は、てんぷら油の回収も行いませんので注意してください。

なお、図書室は1月4日㈭まで使用できません。

※くわしくは、てんぷら油の回収については成田富里いずみ清掃工場(☎36-1689)、図書室については市立図書館(☎27-2000)、そのほかの施設については生涯学習課(☎20-1583)へ。

身近なところから実践を

夏の省エネルギー対策

夏場はエアコンの使用などにより、多くのエネルギーが消費されます。身近でできる省エネを心掛けましょう。

○体調や換気の頻度を考えながら、エアコンを省エネ設定にする
○エアコンと扇風機を併用して空気を循環させる
○エアコンのフィルターを小まめに掃除する
○エアコンの室外機付近に物を置かないようにし、屋根などを付けて直射日光を避ける
○家族で一つの部屋に集まる、涼しい場所に出かけるなど「クールシェア」をすることで、家庭でのエアコンの使用を控える
○LED電球などの消費電力が少ない照明に交換する
○冷蔵庫は整理整頓して効率的に利用する
○煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用する
○風呂は冷めないうちに続けて入浴し、できるだけ追いだきをしない
○シャワーは流したままにしない

公共施設でもクールシェア

市では、クールシェアを推進するため、公共施設の一部を開放します。開放場所・日時・条件は、各施設に確認してください。

開放施設＝市役所、大栄支所、中央・下総・大栄公民館、市立図書館、もりんぴあこうづ、三里塚コミュニティセンター、中郷ふるさと交流館、赤坂ふれあいセンター、男女共同参画センター、国際文化会館、重兵衛スポーツフィールド中台(中台運動公園)体育館、豊住ふれあい健康館、三里塚御料牧場記念館、下総歴史民俗資料館

※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。

9月末まで実施

農地利用状況調査

農業者の高齢化などにより、耕作されない農地が目立つようになっています。

市では、このような農地の荒廃を防ぐため、農地の利用状況調査を9月末まで実施しています。

農地利用最適化推進委員が各農地を調査しますので、ご協力をお願いします。

※くわしくは農業委員会事務局(☎20-1573)へ。

今月の納期限

7月31日㈪

①固定資産税(第2期)
②国民健康保険税(第1期)
③後期高齢者医療保険料(第1期)
④介護保険料(第1期)

※くわしくは①②納税課(☎20-1519)、③保険年金課(☎20-1547)、④介護保険課(☎20-1545)へ。

市長日誌

市長日誌は市ホームページでも公開しています

6月16日㈮～30日㈮

17日	水防訓練
	成田空港騒音対策地域連絡協議会総会
18日	大栄B&G海洋センタープール救護室配備式
19日	建設水道常任委員会
20日	空港対策特別委員会
	教育民生常任委員会
22日	総務常任委員会
24日	文化団体連絡協議会創立45周年記念まつり記念式典
26日	成田商工会議所議員総会
27日	成田空港周辺地域共生財団評議員会
29日	婦人防火指導員協議会総会
	児童ホームにおける弁当提供の実証実験に関する協定手交式
	三郡医師会航空機対策協議会総会
30日	環境審議会

協定書を手に(29日)

市役所で手続きできます

パスポートの申請・交付

市では、パスポートの申請・交付窓口を開設しています。

申請できるのは、日本国籍を持ち、市に住民記録がある人、または県外に住民記録があり、学生や単身赴任などで継続的に市内に住んでいる人などです。

取り扱い業務

○新規・切り替え・記載事項変更などの申請と交付

○紛失・盗難・焼失の届け出

受付日時（祝日・年末年始を除く）

○申請…月～金曜日　午前9時～午後4時30分

○交付…月・金・日曜日　午前9時～午後4時30分

交付日＝申請日から9日目（土・日曜日、祝日、振替休日、年末年始を除く）以降

手数料＝申請内容により異なる

必要書類（初めて申請する場合）

○一般旅券発給申請書…申請書は市民課（市役所1階）、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で配布しています

○戸籍謄本（1通）…申請日前6カ月以内に発行された物（戸籍抄本は不可）

○写真（1枚）…サイズは縦45×横35ミリメートル（カラー・白黒どちらでも可）。無帽で正面を向き、背景のない6カ月以内に撮影した物。顔や頭の輪郭が隠れている、汚れ・傷があるなど、パスポートの写真として不適合な物は受け付けできません

○本人確認書類（上表の通り）

県外に住民記録があり、市内に居住している人は住民票（申請日前6カ月以内に発行された物）と市内に居住していることを証明する書類が必要です。

なお、切り替えや記載事項変更などの申請については、必要書類が異なりますので市民課（☎20-1525）へ問い合わせてください。

※くわしくは同課へ。

本人確認書類（1～2点）

A 1点でよい物	マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）など
B 2点必要な物 （Aの書類を持っていない場合、①2点または①＋②）	①保険証、年金証書（手帳）、介護保険証など
	②学生証（写真付き）、公的機関が発行した資格証明書（写真付き）、母子健康手帳（中学生以下）など

近所の迷惑になります

公園内での花火

公園内で大きな音が出る花火で遊ぶと、ほかの利用者や近隣の住民の迷惑になります。

また、ロケット花火や打ち上げ花火などは危険ですので絶対にやめましょう。

※くわしくは公園緑地課（☎20-1562）へ。

危険な場所に注意

農業用施設

農業用施設の水路などには危険な場所があります。休日や夏休み期間は、子どもの外出機会が増え、水難事故が発生する可能性が高くなります。水路や水門、機場などの近くでは、子どもを遊ばせないでください。

※くわしくは農政課（☎20-1542）へ。

皆さんの声を聴かせてください

地震防災対策

国では、皆さんの声を地震防災対策に反映させるため、避難意識などに関する調査を行っています。

期間＝8月31日㈭まで

回答方法＝専用フォーム(https://en.surece.co.jp/kaiko2023)から回答する

※くわしくは内閣府政策統括官付参事官付（☎03-3501-6996）へ。

市町村振興宝くじ

8月4日㈮までサマージャンボ宝くじ、サマージャンボミニが発売されています。

宝くじの収益金は、市町村のまちづくりに使われます。令和4年度は1,097万4,000円が市に交付されました。

災害・各種情報を提供する「なりたメール配信サービス」へ登録を

屋外の防災行政無線の放送が聞き取りにくい場合や、外出している場合などでもメールで情報を受け取ることができます。登録は無料です。

配信内容＝防災行政無線で放送する防災・消防・防犯情報など

対応言語＝日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語

登録方法＝右下のQRコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する

※防災行政無線の放送内容は防災行政無線テレホンサービス（📠0120-38-3898）でも確認できます。くわしくは危機管理課（☎20-1523）へ。

なりたメール配信サービス